

令和7年度 第3回川西市産業ビジョン推進委員会

次第

日時 令和8年1月29日(木)13時～15時

場所 市役所5階 503号室

1. 開会

(1) 委員長あいさつ

2. 議事・報告

(1) (仮称)未来につなぐ川西市中小企業振興条例(案)について 【資料1-1、1-2】

(2) ガバメントクラウドファンディングを活用した社会起業家支援事業について

R7 年度実施報告 【資料2-1】

R8 年度実施予定 【資料2-2】

(3) 部会の設置について

(4) その他

3. 閉会

川西市産業ビジョン推進委員会 委員名簿

(委員任期 令和8年3月31日まで)

		分野	氏名	選出区分	参加方式
1	委員長	学識経験者	長坂 泰之	流通科学大学商学部 教授	対面
2	副委員長	学識経験者	山下 紗矢佳	武庫川女子大学経営学部 准教授	対面
3	委員	学識経験者	山本 利映	(株)ともに経営研究所 代表取締役	対面
4	委員	学識経験者	木原 奈穂子	鳥取大学農学部 准教授	欠席
5	委員	学識経験者	時任 啓佑	Blooming Camp コミュニティマネージャー	オンライン
6	委員	必要と認めるもの	辻田 卓也	能勢電鉄(株) 鉄道事業部 副部長	対面
7	委員	必要と認めるもの	大西 正芳	(株)池田泉州銀行川西支店 支店長	対面
8	委員	必要と認めるもの	吉岡 浩輔	伊丹公共職業安定所 統括職業指導官	対面
9	委員	必要と認めるもの	野原 和憲	野原興産(株) 川西市商工会 副会長	対面
10	委員	必要と認めるもの	西村 典子	伊丹社労士事務所 川西市商工会	対面
11	オブザーバー		藤森 薫	川西市商工会 次長	対面
12	オブザーバー		高瀬 雄一郎	JA兵庫六甲 川西営農支援センター センター長	欠席
13	オブザーバー		九鬼 麻衣	川西市中心市街地活性化協議会 タウンマネージャー	対面

(敬称略)

【概要資料】(仮称) 未来につなぐ川西市中小企業振興条例(案)

1. 背景とねらい

【前文】

川西市は、猪名川上流に位置し、自然と都市の利便性が調和した住宅都市として発展してきました。本市では、小規模企業者をはじめとする中小企業を、地域経済と雇用を支える重要な役割を担う存在と位置づけています。

本市は、人口の減少、少子化及び高齢化の進行に伴う経営環境の変化など、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、市民が豊かな暮らしを実感でき、新たな事業に挑戦する事業者を成長させ、それを支える風土を醸成することで、これからの社会を担うこともたちのためにも、夢に向かって挑戦できるまちづくりを推進します。

そのためには、地域産業の基盤を支える中小企業の成長及び持続的な発展並びに労働者が安心して働ける環境の整備が不可欠であることから、本市及び商工会が新たな創業の支援や既存企業の持続的経営を後押しし、中小企業、金融機関、大企業、事業者団体、市民など、多様な主体が連携することで、地域経済及び社会に活力ある未来をめざします。

ここに、中小企業が地域経済及び社会の発展に重要な役割を担うべき存在であるという認識を共有し、地域社会が一体となって中小企業の振興に取り組むためにこの条例を制定します。

背景

川西市は、近年、人口減少や少子高齢化、物価高騰といった社会経済情勢の変化により、中小企業の経営環境は厳しさを増してきています。

こうした環境変化がありながらも、中小企業は川西市における経済や地域の活力を支える欠かせない存在であり、市としてこれらの企業を支えていく必要性はますます高まっています。

ねらい

これまで、川西市産業ビジョンを策定・推進することで、地域経済を支える商業基盤の強化や市民生活との深い連携を図る施策を推進し、市と中小企業が共に歩む体制づくりを進めてきました。

今後さらに、商工会や地域の経済団体の機能を強化し、新たな創業支援や既存事業者の持続可能な経営を後押しすることが、今後の地域経済の活性化にとって不可欠です。このような取り組みを進める中で、市全体が一丸となり、中小企業が成長し、地域に根ざした持続可能な発展を実現できる仕組みを推進するとともに、これからの社会を担うこともたちが夢を持ち、まちに愛着が持てる環境作りを行い、地域の活力を未来につないでいけるような社会基盤を構築します。

2. 各条文の主なねらい

(1) 第1条 目的

この条例は、中小企業に係る多様な主体が地域経済において果たすべき役割を明らかにし、地域社会の連携を促進するとともに、中小企業の成長及び持続的な発展に必要な制度その他の環境を整備することにより、中小企業の振興を図り、もって地域経済の発展を実現すること及び安定的かつ健全なまちづくりを将来にわたって達成することを目的とする。

この条例に掲げる目的を達成するため、この条例では、「未来につなぐ」と「連携」を特に重要と捉えたキーワードとして、第2条以下を明文化しています。

(2) 第2条～第4条 定義、基本理念、基本方針

第2条の定義は、この条例で定める主体者の説明です。また、第1条の目的を達成するために、第3条の(基本理念)と第4条の(施策の基本方針)を明文化しています、特に重要と捉えたキーワードの「未来につなぐ」と「連携」に係る条文を以下のとおり抜粋しています。

「未来につなぐ」に関する条文

第3条(基本理念)

- 1 新たな事業に挑戦する中小企業及び既存の中小企業が、地域特性を生かしながら、金融機関、大企業、事業者団体、市民等、市及び商工会と連携し、挑戦し続け共に支え合う風土を醸成すること。
- 4 中小企業及び市民等が共に成長し、子どもたちが夢と希望をかなえることができる活力ある未来を築くこと。

第4条(施策の基本方針)

- 1 地域特有の魅力、資源等を生かした新たな事業を創出しようとする中小企業及びその事業を支援する制度を整備すること。
- 6 中小企業の挑戦及び成長が、子どもたちの生活環境の向上に結びつくことができる支援を実施すること。

「連携」に関する条文

第3条(基本理念)

- 2 中小企業、金融機関、大企業、商工会、事業者団体、市民等及び市の多様な主体が、それぞれの役割を果たし、連携を通じて地域経済を発展させること。

第4条(施策の基本方針)

- 3 中小企業が新たな価値及び事業を創出することを促進するため、互いに又は大企業と連携及び協働することを可能とする環境を整備すること。

(3) 第5条～第11条 定義に定める主体者のそれぞれの役割・責務

「未来につなぐ」と「連携」をキーワードとして、定義に定めるそれぞれの主体者の役割・責務を明文化しています。

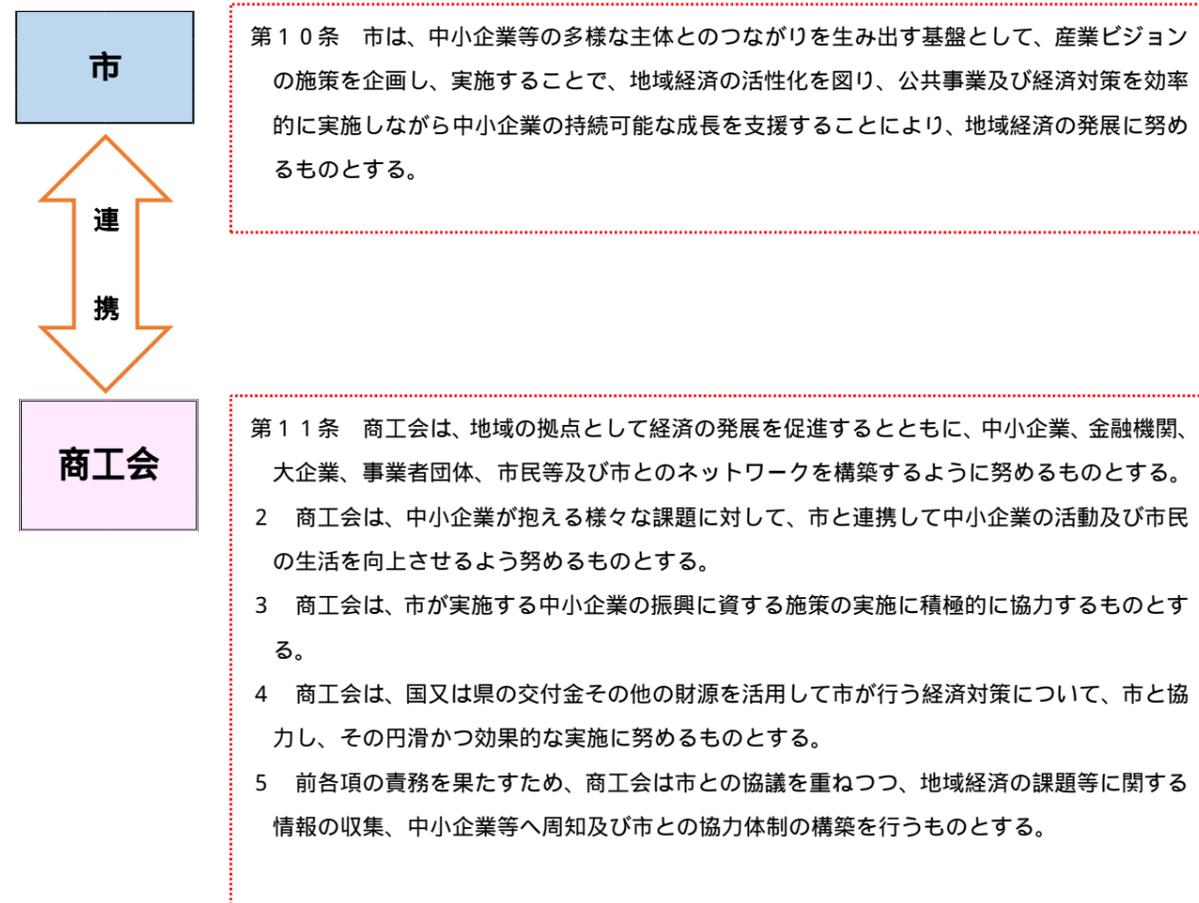
なお、特に重要と考えられる「中小企業」の役割及び「商工会」、「市」の役割について、抜粋して補足説明します。

【中小企業の役割について】

- 第5条 中小企業は、市民生活を支える雇用機会及びサービスを提供し、地域経済の発展に努めるとともにまちづくりに貢献するものとする。
- 2 中小企業は、自らの競争力を高めながら、経営環境の変化に応じた事業活動の向上及び改善に努めるものとする。
- 3 中小企業は、商工会及び事業者団体に積極的に参加し、市が実施する中小企業の振興に関する施策へ協力するよう努めるものとする。

本条例においては、中小企業が地域経済の中核的な担い手であるとの認識のもと、その役割を明確に位置づけております。加えて、商工会等と連携し、地域全体の産業振興に積極的に参加することにより、相互に支えあう経済基盤の強化を図ることを期待しています。

【市と商工会の責務について】



市及び商工会の役割を責務とし、市と商工会が連携して中小企業振興の施策を具体化し、地域経済と市民生活の向上につなげます。

さらに、協議の場を設置し、中小企業の経済状況や課題を共有し、必要な施策について協議し、その結果を具体的な施策の策定や実施に反映させるプロセスを確立します。

これらを実施し、地域経済の課題解決において双方の役割と責務が明確化されるよう、施策の実施につながる連携が制度的に担保され実行性のあるものとする必要があります。

【条例第12条 協議の場の設置】

- 1 市長及び商工会の代表者は、年度ごとに1回以上、市内中小企業の経済状況及び課題を共有し、必要な施策について協議する場を設けるものとする。
- 2 前項の協議において、商工会は施策に関する提案を行い、市はこれを十分に尊重し、施策の策定及び実施に反映するよう努めなければならない。
- 3 市及び商工会は、国又は県の交付金その他の財源を活用する経済対策を市が実施する場合においても、その内容を共有し、適切かつ迅速に実施できるよう協議しなければならない。

現状、市と商工会の意見交換は、個別協議や要望が主なものとなっており、本条例制定を契機に、産業振興施策を「協働で創る」仕組みを構築します。

そのためには、建設的な関係を制度的に担保することが重要と考え、協議の場の目的とルールを明確化し、令和8年度から運用を開始いたします。

位置づけ：本協議の場は、条例第12条に基づく「政策協議の場」とし、予算・要望協議とは明確に区別し、テーマを定め、対等・協働の立場での懇談形式で意見を交換します。

開催頻度：定期的に少なくとも年1回以上開催し、市や商工会の次年度予算制定時期に対応します。また、経済対策など重要事項を決定する際には臨時開催します。定期開催以外でも、市または商工会のいずれかの要請によって開催可能とします。

(4) 条例第13条～14条 産業ビジョンの策定・実施

- 第13条 市は、中小企業の振興及びその他の市の産業全体に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、川西市産業ビジョンを定めるものとする。
- 第14条 市は、川西市産業ビジョンに基づき、関係機関等と連携して、総合的かつ計画的に施策を実施するものとする。
- 2 市は、産業振興に関する施策の進捗状況を把握し、川西市産業ビジョンを社会経済情勢の変化に適應する内容にしなければならない。

産業ビジョンは引き続き策定し、この推進を実効性のある施策として位置付け、PDCAサイクルを回しながら、現場の柔軟なニーズに対応できる仕組みを整備します。

(仮称) 未来につなぐ川西市中小企業振興条例(案)

川西市は、猪名川上流に位置し、自然と都市の利便性が調和した住宅都市として発展してきました。本市では、小規模企業者をはじめとする中小企業を、地域経済と雇用を支える重要な役割を担う存在と位置づけています。

本市は、人口の減少、少子化及び高齢化の進行に伴う経営環境の変化など、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、市民が豊かな暮らしを実感でき、新たな事業に挑戦する事業者を成長させ、それを支える風土を醸成することで、これからの社会を担うこどもたちのためにも、夢に向かって挑戦できるまちづくりを推進します。

そのためには、地域産業の基盤を支える中小企業の成長及び持続的な発展並びに労働者が安心して働ける環境の整備が不可欠であることから、本市及び商工会が新たな創業の支援や既存企業の持続的経営を後押しし、中小企業、金融機関、大企業、事業者団体、市民など、多様な主体が連携することで、地域経済及び社会に活力ある未来をめざします。

ここに、中小企業が地域経済及び社会の発展に重要な役割を担うべき存在であるという認識を共有し、地域社会が一体となって中小企業の振興に取り組むためにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業に関係する多様な主体が地域経済において果たすべき役割を明らかにし、地域社会の連携を促進するとともに、中小企業の成長及び持続的な発展に必要な制度その他の環境を整備することにより、中小企業の振興を図り、もって地域経済の発展を実現すること及び安定的かつ健全なまちづくりを将来にわたって達成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるもの又は同条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (2) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第1条の信用金庫、その他中小企業を支援する金融の業務を行うものをいう。
- (3) 大企業 中小企業以外の会社であって、市内に事務所若しくは事業所を有するもの又は本市と包括連携協定を締結しているものをいう。
- (4) 事業者団体 商店会その他市内の商工業等の振興に関わる団体及びその連合会（商工会を除く。）をいう。
- (5) 市民等 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (6) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）第1条の商工会であって、同法第7条の商工会の地区を本市の区域とするものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 新たな事業に挑戦する中小企業及び既存の中小企業が、地域特性を生かしながら、金融機関、大企業、事業者団体、市民等、市及び商工会と連携し、挑戦し続け共に支え合う風土を醸成すること。
- (2) 中小企業、金融機関、大企業、商工会、事業者団体、市民等及び市の多様な主体が、それぞれの役割を果たし、連携を通じて地域経済を発展させること。
- (3) 中小企業の活力を地域経済の発展及び雇用の安定につなげることで、市民等の豊かな暮らしを実現すること。
- (4) 中小企業及び市民等が共に成長し、子どもたちが夢と希望をかなえることができる活力ある未来を築くこと。

（施策の基本方針）

第4条 市は、次に掲げる基本方針に従い、中小企業の振興に関する施策を行うものとする。

- (1) 地域特有の魅力、資源等を生かした新たな事業を創出しようとする中小企業及びその事業を支援する制度を整備すること。
- (2) 中小企業及び市民等が事業を創出、継続及び発展することができるような風土の醸成並びに事業を担う人材の育成等中小企業の持続可能な成長につながる支援を実施すること。
- (3) 中小企業が新たな価値及び事業を創出することを促進するため、互いに又は大企業と連携及び協働することを可能とする環境を整備すること。

- (4) 市民等が中小企業を積極的に利用できる環境を整備すること。
- (5) 地域全体の魅力を高め、市民生活の質を向上させるよう中小企業が発展する支援を実施すること。
- (6) 中小企業の挑戦及び成長が、こどもたちの生活環境の向上に結びつくことができる支援を実施すること。

(中小企業の役割)

第5条 中小企業は、市民生活を支える雇用機会及びサービスを提供し、地域経済の発展に努めるとともにまちづくりに貢献するものとする。

2 中小企業は、自らの競争力を高めながら、経営環境の変化に応じた事業活動の向上及び改善に努めるものとする。

3 中小企業は、商工会及び事業者団体に積極的に参加し、市が実施する中小企業の振興に関する施策へ協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第6条 金融機関は、中小企業への資金供給、その保有する知見及び情報集積を生かした経営助言等により、地域経済の発展と安定を支えるよう努めるものとする。

2 金融機関は、市、商工会、事業者団体等と連携し、中小企業の成長支援を図ることで、地域振興に貢献するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、広域的な視点及び自らの事業活動の影響力を生かし、中小企業、金融機関、事業者団体、商工会、市民等及び市との連携を強化することで、地域経済の発展に貢献するよう努めるものとする。

2 大企業は、こどもたちの未来に寄与する情報発信及び中小企業等との連携を通じて、こどもたちが、将来的に地域貢献したくなるまちづくりに協力し、地域社会の豊かさを支えるよう努めるものとする。

(事業者団体の役割)

第8条 事業者団体は、地域産業の持続的な振興を図り、雇用の創出、地域資源の活用及び社会的課題の解決を通じて、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

2 事業者団体は、中小企業、金融機関、大企業、商工会、市民等及び市との協力体制を強化するための基盤を整備することに努めるものとする。

(市民等の役割)

第9条 市民等は、地域経済の発展が自らの生活の質の向上につながることを理解し、市

内の中小企業を積極的に利用するとともに、地域内のサービス又は生産物を購入することで、地域経済の発展を支えることに努めるものとする。

(市の責務)

第10条 市は、中小企業等の多様な主体とのつながりを生み出す基盤として、産業ビジョンの施策を企画し、実施することで、地域経済の活性化を図り、公共事業及び経済対策を効率的に実施しながら中小企業の持続可能な成長を支援することにより、地域経済の発展に努めるものとする。

(商工会の責務)

第11条 商工会は、地域の拠点として経済の発展を促進するとともに、中小企業、金融機関、大企業、事業者団体、市民等及び市とのネットワークを構築するように努めるものとする。

2 商工会は、中小企業が抱える様々な課題に対して、市と連携して中小企業の活動及び市民の生活を向上させるよう努めるものとする。

3 商工会は、市が実施する中小企業の振興に資する施策の実施に積極的に協力するものとする。

4 商工会は、国又は県の交付金その他の財源を活用して市が行う経済対策について、市と協力し、その円滑かつ効果的な実施に努めるものとする。

5 前各項の責務を果たすため、商工会は市との協議を重ねつつ、地域経済の課題等に関する情報の収集、中小企業等へ周知及び市との協力体制の構築を行うものとする。

(協議の場の設置)

第12条 市長及び商工会の代表者は、年度ごとに1回以上、市内中小企業の経済状況及び課題を共有し、必要な施策について協議する場を設けるものとする。

2 前項の協議において、商工会は施策に関する提案を行い、市はこれを十分に尊重し、施策の策定及び実施に反映するよう努めなければならない。

3 市及び商工会は、国又は県の交付金その他の財源を活用する経済対策を市が実施する場合においても、その内容を共有し、適切かつ迅速に実施できるよう協議しなければならない。

(産業ビジョンの策定)

第13条 市は、中小企業の振興及びその他市の産業全体に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、川西市産業ビジョンを定めるものとする。

(産業ビジョンの実施)

第14条 市は、川西市産業ビジョンに基づき、関係機関等と連携して、総合的かつ計画的に施策を実施するものとする。

2 市は、産業振興に関する施策の進捗状況を把握し、川西市産業ビジョンを社会経済情勢の変化に適応する内容にしなければならない。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

1、実施目的

本事業に参加した社会起業家に、資金調達等の有効な手法として『クラウドファンディング（CF）』を提示し、その知識・経験をブラッシュアップするとともに、ビジネスプラン発表会を実施し、事業のブラッシュアップ等の伴走支援を行う他、GCF等を実施し、その初期費用の支援を行うことで、本市の地域課題の解決に取り組む社会起業家の事業立ち上げ等を支援する。

2、対象者

川西市の地域資源、地域特性を生かして地域課題の解決や市場規模が小さく大手が参入していない事業領域を扱うビジネスプランを有する事業者で、以下のいずれかにあてはまる事業者（個人事業主を含む。） 市外事業者も応募可

- (1) 創業5年以内または創業予定の者。
- (2) 従来展開していた事業と別に、新たな分野の事業を始める事業者

3、事業概要

(R7年度)
 ビジネスプランの募集 一次審査 ブラッシュアップ 二次審査 プレゼン指導・GCFのHP作成 発表会・GCFの実施

(1) ビジネスプランの募集(テーマの設定)

R7年度においては子ども、福祉、特産品を重点に置き、社会課題の解決を目的としたビジネスプランを募集します。 **4者が事業計画書を提出**

(地域課題案)

No.	テーマ案
1	子ども・教育
2	福祉
3	特産品の開発

(2) ビジネスプラン一次審査会の実施 **審査の結果、4者のうち3者が一次審査を通過**

専門家によるビジネスプランの書類による書類審査を実施する。(審査で市の地域課題に合致しているかも含め審査)
 審査員：川西市産業ビジョン推進委員会起業支援部会員2名(時任 啓佑氏、中村 佳織氏) + 行政
 起業支援部会としての審査決定(書面表決)：川西市産業ビジョン推進委員会起業支援部会員

(3) ビジネスプランのブラッシュアップ支援

ビジネスプランブラッシュアップ及び二次審査に向けてビジネスプランにアドバイスをする機会を設け、ビジネスプランのブラッシュアップを行う。初回は対面やオンラインで行い、2回目以降はメールでのやりとりをメインに行う。

(ビジネスプランブラッシュアップ)

ブラッシュアップ...藤森 薫氏(川西市商工会、中小企業診断士)、山本利映氏(中小企業診断士)、知花源氏(中小企業診断士)

(4) ビジネスプラン二次審査会の実施 **3者が通過**

専門家によるビジネスプランの二次審査を実施し、GCFを実施する事業者を決定する。
 審査員...「6、川西市産業ビジョン推進委員会 起業支援部会」+ 産業振興課長

(5) プレゼン指導・GCF実施ページの作成・CF講座の実施

二次審査の講評をビジネスプランに反映するためのフォローアップを実施するとともに、ビジネスプラン発表会に向けてプレゼンの指導等を行う。またクラウドファンディングサイトの作成について、委託事業者と連携しながら伴走支援を行う。

また、2次審査参加者全員に対し、CFについての講義を行い、CFについての知識をブラッシュアップするとともに、2次審査通過しなかった事業者の自力でのCFによる資金調達等を支援する。 **CF勉強会は7名が参加**

(プレゼン指導 / GCF指導)

アドバイザー：東 大悟氏(プレゼンプロデューサー) / 岡田 良寛氏

GCF実施所管課は、テーマとなる課題の担当課とし、次年度の実施計画策定時に委託事業等として事業化検討する。

(6) ビジネスプラン発表会(GCFキックオフ発表会)の実施、GCFの実施 **1者辞退、2者が参加、44名が参加。当日寄附の受付を実施し、59,000円の現金寄附があった。**

商工会と連携し、GCFを実施するビジネスプランの周知する発表会を開催する。

地元金融機関、商工会、地元事業者等に参加を求め、事業の周知、ビジネスマッチングの場とするとともに、審査により成績優秀者に賞金を授与する。 市：賞金(20万円)、商工会：賞金(5万円)

4、スケジュール

時期	項目
3~4月	市長協議(スキーム、スケジュールの合意形成)、応募書類等の確認、テーマ確定
4月下旬	事業周知開始
5~6月	ビジネスプランの募集開始
8月	一次審査
9月	ビジネスプランブラッシュアップ
10月	二次審査、返礼品の登録、GCF実施ページの作成(伴走支援)
11月	クラウドファンディング講座実施
12月	プレゼン指導、GCFキックオフ発表会、GCFの開始
3月	GCF完了

5、川西市産業ビジョン推進委員会 起業支援部会

No	所属等	備考
1	産業ビジョン推進委員長	二次審査
2	産業ビジョン推進委員	一次・二次審査
3	産業ビジョン推進委員	
4	兵庫県信用保証協会 阪神事務所長	二次審査
5	川西市商工会 会長	
6	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 部長	
7	日本政策金融公庫 尼崎支店 支店長	

6、審査項目

審査項目	No	審査の観点	配点
公益・必要性		地域課題の現状と目指すべき姿を適切に捉えたビジネスプランであるか	10
		地域経済やコミュニティ等地域活性化に波及効果を有するビジネスプランであるか	10
新規性・独創性・持続性		従来からある類似商品・サービス等と比較したとき目新しさはあるか	10
		先進的な発想や手法を活用した取組であるか	10
		高い事業実現性を有するビジネスプランであるか	15
地域性		体制面、収益面において事業の継続実施が見込まれる持続可能なビジネスプランであるか	15
		地域ならではの創意工夫や地域資源の活用がみられるか	10
		地域、関係機関等との連携は図られているか	10
		地域経済発展のための視点がみられるか	10
合計			100

テーマ案に沿って、関係者と協議をしながら決定する。

令和 8 年度 ガバメントクラウドファンディング(GCF)を活用した社会起業家支援事業 実施概要

1、実施目的

本事業に参加した社会起業家に、資金調達等の有効な手法として「クラウドファンディング（CF）」を提示し、その知識・経験をブラッシュアップするとともに、ビジネスプラン発表会を実施し、事業のブラッシュアップ等の伴走支援を行う他、GCF 等を実施し、その初期費用の支援を行うことで、本市の地域課題の解決に取り組む社会起業家の事業立ち上げ等を支援する。

2、対象者

川西市の地域資源、地域特性を生かして地域課題の解決や市場規模が小さく大手が参入していない事業領域を扱うビジネスプランを有する事業者で、以下のいずれかにあてはまる事業者（個人事業主を含む。） 市外事業者も応募可

- （ 1 ）創業 5 年以内または創業予定の者。
- （ 2 ）従来展開していた事業と別に、新たな分野の事業を始める事業者

3、事業概要

（ R7 年度 ）

ビジネスプランの募集 一次審査 ブラッシュアップ 二次審査 プレゼン指導・GCF の HP 作成・CF 勉強会 発表会・GCF の実施

（ GCF の課題 ）

- ・実施事業に対する共感を集め、支援を呼び込む仕組み作りが不十分。
- ・寄附者等への共感形成を行うことを中心とした制度設計を検討することが必要。

4、スケジュール

時期	項目
3～4月	市長協議(スキーム、スケジュールの合意形成)、応募書類等の確認、テーマ確定
4月下旬	事業周知開始
5～6月	ビジネスプランの募集開始
7月下旬	一次書類審査
8月	ビジネスプランブラッシュアップ
9月	二次審査
10～11月	返礼品の登録、GCF 実施ページの作成(伴走支援)
12月	プレゼン指導、クラウドファンディング講座実施
1月中旬	GCF キックオフ発表会、GCF の開始
3月	GCF 完了

5、川西市産業ビジョン推進委員会 起業支援部会（案）

No	所属等	備考
1	産業ビジョン推進委員長	二次審査
2	産業ビジョン推進委員	一次・二次審査
3	産業ビジョン推進委員	
4	兵庫県信用保証協会 阪神事務所長	二次審査
5	川西市商工会 会長	
6	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 部長	
7	日本政策金融公庫 尼崎支店 支店長	